平成２１年（フ）第５６２号
名古屋市緑区大清水５丁目1716番地
破産者　樋口　真登
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５４号
名古屋市南区氷室町17番５号
破産者　北村　達資
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１６号
愛知県小牧市大字入鹿出新田148番地　昭和ビル507号
破産者　大跡　秀昭
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１８号
名古屋市千種区松軒１丁目９番５号、開始決定時の住所愛知県豊明市新栄町４丁目152番地
破産者　江坂　松雄
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９３１号
大阪府枚方市山之上５丁目29番９号
破産者　藤田　孝司
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９７１号
大阪府吹田市穂波町20番35号第２阿井マンション303号室、開始決定時の住所大阪府吹田市泉町３丁目16番８号
破産者　横山　　勝
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市潮江１丁目11番１―2004号、前住所神戸市垂水区宮本町２番22号401号
破産者　村上　美紀（旧姓堀畑）
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９６号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目25番14―302号、前住所兵庫県西宮市東町２丁目８番５―202号
破産者　桑原　照正
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０号
高知県高知市一宮西町４丁目24―18小笠原文子方、開始決定時の住所香川県高松市木太町2565番地
破産者　小笠原　要
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７５２号
北九州市八幡西区大字則松104―１　丘ノ規病院内、住民票上の住所北九州市八幡西区本城東２丁目14番１号
破産者　小田原敬一
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１０１号
岩手県北上市村崎野15地割228番地11
破産者　佐々木伸夫
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第７５６号
宮城県多賀城市明月１丁目２番47号レオパレス多賀城第１―206号
破産者　佐藤　妙子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
茨城県ひたちなか市大字足崎1302番地の30
破産者　川又　　昇
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８０号
静岡県沼津市岡宮1112番地
破産者　達橋　春夫
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１５８４号
京都市北区衣笠開キ町206番地１、開始決定時の住所京都市左京区岩倉長谷町230番地の132
破産者　床尾　　卓
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４８４号
大分県別府市大字亀川39番地の７
破産者　河野　茂樹
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０号
大分県別府市立田町４番34号　１番商事ビル208号
破産者　田原　和美
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係